製品リコール手続きフロー図

①リコールの実施決定

※消費生活用製品における製品リコールを社内で決定された場合、まずは以下連絡先までご連絡下さい。

②「製品リコール開始の報告書」の提出

【リコールを開始する場合事前提出書類】
a) 製品リコール開始の報告書
b) 対象製品の外観写真及び不具合箇所の写真
c) 事業者のWebサイト掲載（予定）ページもしくは告知文
d) 修理・部品交換対応の場合に対策前と後で外観上判別するための方法

③経済産業省Webページによる公表内容の確認

※②の報告書の提出を受けて、経済産業省Webページ及びTwitterでリコール情報を掲載します。こちらの掲載内容をリコール開始前に事業者に御確認を依頼させていただきます。
また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）にリコール情報を共有し、NITEリコール情報ページでも情報発信をおこないます。

④リコールの実施（リコール情報の公表）

※既にリコールを開始している事案についても、「製品リコール開始の報告書」を提出して下さい。

⑤「製品リコール進捗状況の報告書」により進捗状況を定期報告

【進捗状況報告頻度】
原則としてリコール開始後**１年間は3ヶ月に1回**ご報告下さい。
2年目以降は6ヶ月に1回ご報告下さい。
※一部、案件によって経済産業省から個別に報告を頻度を示させていただいている事案はその頻度に従うこと

⑥「リコールの進捗状況に関する自己評価報告書」により進捗状況の報告を終了

※リコールの終了ではありません。

【進捗状況の報告を終了できる条件】
a)リコール要因となった製品事故が3年以上発生していない場合であって、リコール進捗率（又は残存率を加味した進捗率）が90%を超えた時点
b)リコール要因となった製品事故が3年以上発生していない場合であって、進捗率が2年間頭打ち状態に達している時点
※ただし、事故が再発すれば進捗報告を再開すること。

※報告書類の提出は原則電子メールでお願いします。 bzl-seihin-anzen@meti.go.jp
その他リコールに関するご相談。お問い合わせは経済産業省製品事故対策室までご連絡ください。03-3501-1511